

## 新旧対照表（広島市医療安全支援センター設置要綱）（案）

現 行	改 正 案	改 正 理 由
<p>（目 的）</p> <p>第1条 患者・家族等からの医療に関する相談や苦情に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行うことにより、患者と医療機関とのより良い信頼関係の構築を通じ、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを支援することを目的として、広島市医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（組 織）</p> <p>第2条 センターに、中立的な立場で市民からの医療に関する相談や苦情等に応じる「相談窓口」を設置する。また、センターの運営方針や業務内容等に関して、市民等からの意見を幅広く聴くため「広島市医療安全推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。</p>	<p>第1条・第2条 （現行に同じ。）</p> <p><u>（センターの業務）</u></p> <p><u>第3条 センターの業務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）相談窓口の運営</u></p> <p><u>（2）協議会の開催</u></p> <p><u>（3）医療機関からの相談等への対応</u></p> <p><u>（4）患者・市民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連携調整</u></p>	<p>センターの業務を明確化するため、新規追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)には、現行第4条(2)を、</li> <li>・(5)には、現行第4条(3)を、国の運営要領を踏まえ、</li> </ul>

<p>(設置場所)</p> <p><u>第3条</u> センターの設置場所は、広島市健康福祉局保健部医療政策課内とする。</p> <p>(相談窓口の業務)</p> <p><u>第4条</u> 相談窓口の業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 患者、家族等からの医療に関する相談・苦情への対応</p> <p>(2) 医療機関からの相談等への対応</p> <p>(3) 医療機関等への情報提供等</p> <p>(4) その他運営に関して必要な業務</p> <p>(協議会の委員)</p> <p><u>第5条</u> 協議会は、市民、本市域の医療に関わる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。</p> <p>2 前項の場合において、市長は2年間継続して出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き協議会に出席する場合も同様とする。</p> <p>3 前項の期間経過前に、協議会への出席ができなくなっ</p>	<p>(5) <u>医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供</u></p> <p>(6) <u>研修会の受講等によるセンター職員の資質の向上</u></p> <p>(7) <u>医療機関に対する医療の安全に関する研修の実施</u></p> <p>(8) <u>その他運営に関して必要な業務</u></p> <p><u>第4条</u> (現行に同じ。)</p> <p>(削除)</p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第5条</u> 協議会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。</p> <p>(1) <u>センターの運営方針及び業務内容に関すること。</u></p> <p>(2) <u>センターの業務の運営に係る関係機関・団体等との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>個別相談事例等のうち重要又は専門的な事例に関する連絡体制の構築に関すること。</u></p>	<p>・(8)には、現行第4条の(4)を、</p> <p>・(4)・(6)・(7)には国の運営要領を踏まえ、センターの業務を、規定。</p> <p>新・第3条において規定。</p> <p>協議会の業務内容を先に、次に協議会の委員について規定するため、現行第6条を第5条とする。</p> <p>また、国の運営要領を踏まえ、(3)を改正し、(4)を追加する。</p> <p>なお、見出し及び柱書き</p>
---	--	--

<p>た場合は、市長は新たに後任者を依頼する。この場合、市長は前任者の残りの期間を継続して、後任者に出席することを依頼するものとする。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第6条 協議会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。</p> <p>(1) センターの運営方針及び業務内容に関すること。</p> <p>(2) センターの業務の運営に係る関係機関・団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 個別相談事例等のうち重要又は専門的な事例に関すること。</p> <p>(4) その他医療安全の推進のための方策に関すること。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、出席者の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員長は、協議会を進行する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>(4) <u>センターで収集した医療安全の確保に関する相談事例の分析に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他医療安全の推進のための方策に関すること。</u></p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第6条 協議会は、市民、本市域の医療に関わる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。</p> <p>2 <u>前項の場合において、市長は2年間継続して出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き協議会に出席する場合も同様とする。</u></p> <p>3 <u>前項の期間経過前に、協議会への出席ができなくなった場合は、市長は新たに後任者を依頼する。この場合、市長は前任者の残りの期間を継続して、後任者に出席することを依頼するものとする。</u></p> <p>第7条～第11条 (現行に同じ。)</p>	<p>における「意見を聴取する。」との規定ぶりについては、平成26年度に、全庁的な統一方針の下で改正されたものであるため、今回、改正は行わない。</p> <p>現行第5条を第6条として規定する。</p> <p>なお、第1項～第3項における「市長」との規定ぶりについては、平成26年度に、全庁的な統一方針の下で改正されたものであるため、今回、改正は行わない。</p>
---	--	--

(会 議)

第8条 協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

2 協議会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 協議会においては、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委員でなくなった後においても同様とする。

(庶 務)

第10条 センターの庶務は、健康福祉局保健部医療政策課において処理する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は健康福祉局長が定める。